写

福島労発基0914第1号
令 和 8 年 9 月 14 日

福島地方最低賃金審議会
会長　熊沢　透　殿

福 島 労 働 局 長
岡田　直樹 [redacted]

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

福島県自動車小売業最低賃金
（平成２０年福島労働局最低賃金公示第４号）